

請求異議訴訟事件

平成28年(ワ)第2431号

原告 市東孝雄

被告 成田国際空港株式会社

2017年5月19日

千葉地方裁判所民事第5部 御中

準備書面(1)

原告訴訟代理人弁護士 葉山 岳夫



同 一瀬 敬一郎



同 広瀬 理夫



同 大口 昭彦



同 遠藤 憲一



同 久保田 理子



同 長谷川 直彦



同 藤田 正人



同 西村 正治



同 浅野 史生



同 吉田 哲也



被告の2017年2月24日付け答弁書「第3 被告の主張」に対して下記のとおり反論する。

記

第1 総説（主として強制執行権の放棄もしくは不執行の合意について）

1 被告の主張

被告は、答弁書10頁以下「1 『請求異議の理由（第1点）』について」において、原告の主張する強制執行権の放棄又は不執行の合意は平成6年（1994年）10月11日になされたものであるから「口頭弁論終結後に生じた事由ではない」とか、上記事由は一審以来審理され、一審以来上告審において主張、審理されたものであるから、請求異議の事由とすることは許されないとして原田・富越著書、八木解説に依拠して主張している。

2 請求異議訴訟における不当執行除去事由該当性と被告の主張が失当であること

（1）不当執行除去のための一般法的意味をもつ請求異議訴訟

旧法に対して現行民事執行法については「請求異議の訴えが不当執行除去のためのいわば一般法的な意味をもつ制度であることが、法典的にも認知されるに至ったという面のあることを見失うべきでない」（三ヶ月章『民事執行法』104頁）と解されている。そして「請求異議の訴えこそ執行法上の救済の中核的なものであるという趣旨が法典上も一步明確にされたという面がある」（三ヶ月・前掲書104頁、105頁）、「請求異議の訴え」は「執行法上の訴えの典型的なものであり、執行法上の救済の女王の位置を占めるものといえる」（三ヶ月・前掲書95頁）とされている。

(2) 相互対照的な位置——請求異議の訴えの法的性質

「債務名義作成のための給付訴訟と反対名義作成のための請求異議訴訟とが相互対照的な位置に立つ」（中野貞一郎『民事執行法』上77頁）

「ゴルトシュミットは、給付訴訟ととも、給付請求権の確認と、執行機関に対する執行命令という二つの面を持っていることを反省しつつ、請求異議の訴えは正にその裏返しであり、請求権が不存在であることの確認と執行機関に対する執行禁止命令の二つの契機をもつと考えたのであった。」（三ヶ月・前掲書92頁）

「現在の我が国の学説において、一方においては救済訴訟説、他方においては争点効によって補強された形成訴訟説という意味での新形成訴訟説が」学説を二分しているとみることができる」（三ヶ月・前掲書94頁）

「救済訴訟説は、確認機能を形成機能と並んで前面に押し出している点において、担保権の不存在確認の訴えをもって担保権実行を停止しようという民事執行法が新しく明文で認めるにいたった規定を統一的に理解するのに便利である。訴訟救済説は、民事執行法の明文の規定によって側面的な支持が与えられるに至ったと評することもできよう。」（三ヶ月・前掲書95頁）

不当執行除去は、請求異議訴訟において一大眼目である。

(3) 不執行の合意等執行契約（執行制限契約）について

被告は、強制執行権の放棄または不執行の合意について、原田・富越の「執行関係等訴訟に関する実務上の諸問題」49頁等を援用して請求異議事由に該当しないとす。

同書は、以下のとおり述べる。

「給付訴訟の口頭弁論終結後に不執行の合意があった場合及び口頭弁論終結前に不執行の合意があったが不執行の合意の事実が主張されていなかった場合には、請求異議の訴えを適用又は類推適用することができ、給付訴訟において不執行の合意の事実が主張されたが右の事実が認められなかった場合には、救

済方法はないと解するのが相当である。」

しかし、上記見解は、請求異議訴訟は、強制執行権の放棄、不執行の合意が給付訴訟段階とは異なり、強制執行段階でその作用を発揮するのであり、前訴訟で審理、否定されていたことをもって民事執行法35条2項に抵触するという見解は、請求異議訴訟の本質を理解しない謬論である。しかも後述のとおり、強制執行権の放棄、不執行の合意について本件給付訴訟で審理、否定されたとは、認められない。上記見解は、被告主張に添うものではない。日本民事訴訟法・民事執行法学界の泰斗といわれる兼子一元東大教授・法学博士は、執行契約（執行制限契約）について請求異議の訴えの特質に即して、以下のとおり述べている。

「執行契約は専ら執行の段階に至って、その作用を発揮するもので、請求の存否を確定する給付訴訟ではこれを問題にする必要はないから、前訴訟の口頭弁論終結前に締結されていたものでも、第545条第2項（注・現行第35条第2項）の制限を受けず義務違反の執行発生後にこれを主張して差支えないと解すべきであらう。」（兼子一『増補強制執行法』143頁）

また、兼子博士と並び民事訴訟法・民事執行法学界の指導的立場にあった吉川大二郎立命館大学名誉教授は、兼子元教授と同旨で以下のとおり述べている。

「もともと、前記のいわゆる執行契約（執行制限契約）を無視した執行は不当であり、請求の異議の訴に関する規定（民訴545条）を準用してこれを阻止すべきであると解するとしても、その第2項の制限は受けないと考えるべきであるから、当該執行が確定判決に基づく場合でも、執行の不当を主張しうるであろう。けだし、兼子氏が正当に指摘されている通り、「執行契約は専ら執行の段階に至って、その作用を発揮するもので、請求の存否を確定する給付訴訟では、これを問題にする必要はないから、前訴訟の口頭弁論終結前に締結されていたものでも、第545条第2項の制限を受けず、義務違反の執行発生後にこれを主張して差支えがないと解すべき（兼子一・前掲書143頁）である

からである。」（吉川大二郎『強制執行における権利濫用』末川先生古希記念「権利の濫用」中341ないし342頁）

（4）上記学説は、執行契約のうち執行制限契約について論及されたものである。執行契約についてのおおむね以下の論述のとおりである。

「民事執行の追行に関する債権者と債務者との間の合意を執行契約という。執行契約には、債権者の有利に執行の要件を緩和しあるいは執行の対象や方法を拡大する執行拡張契約と、債権者に不利に執行を排除しあるいは法定の執行内容を制限する執行制限契約とがあり、執行拡張契約は、執行法における債務者の利益の強行的保障に反し許されないが、執行制限契約は、債権者をその意思に反してまで保護する必要はなく許されると一般に解されている。そして、執行制限契約には、ここで取り扱う不執行の合意のほかに責任制限契約及び執行方法制限契約がある。」（原田、富越前掲書65頁）

不執行の合意は、執行制限契約である。

本件強制執行権の放棄ないし不執行の合意は、主務官庁国土交通大臣（当時の運輸大臣）と千葉県知事とがともに賛同する公式発表をする中で、隅谷三喜男隅谷調査団団長により発表された最終所見「平行滑走路用地の取得のために、あらゆる意味で強制的手段が用いられてはならない」に対して、当時の中村徹公団総裁が「調査団所見の「滑走路計画について」で示された民主的な手法を遵守してまいることは当然であります」と第12回成田空港問題円卓会議の席上で表明したものである（甲2号証）。

強制執行権の行使が「あらゆる意味における強制的手段」に該当することは、明白である。また、原告の父市東東市など空港絶対反対派を除外するものではなく平行滑走路Bの地権者すべてに対して強制執行権を放棄したものであり、もしくは、すべての地権者との間で強制執行をしないことを合意したものに他ならない。

すなわち、強制執行権の放棄ないし不執行の合意は、主務官庁運輸大臣、千

葉県知事もこれに賛同する中で平行滑走路地権者はもとより、対世的な効力を有するにいたったものである。

すなわち、被告が存在するかぎり、二義を許さず将来にわたり絶対に遵守すべき鉄則である。本件給付訴訟を提起したことはもとより、確定判決に基づき強制執行を行うことがこれに違背することは、明白である。本件給付訴訟では、訴訟提起が強制的手段に抵触することが審理されたが、原告が強制執行段階で強制執行権の放棄もしくは不執行の合意を主張することは、当然の法的権利行使に他ならない。「平行滑走路の用地取得のためにあらゆる意味で強制的手段が用いられてはならない」との所見は、前年に被告が第15回成田空港問題シンポジウムにおいて二期工事区域（B滑走路を当然に含む）について、提案一「運輸省、空港公団による収用裁決申請の取下げ」について、この提案をすべて受け入れることを山本長公団総裁が公的に表明し、平成5年（1993年）6月16日空港絶対反対派の北原鑛治反対同盟事務局長の共有（合有）土地、市東東市氏の所有地、賃借地を含めてすべての土地収用裁決申請および明渡裁決申立を取下げたこと（甲12、13、14号証）と一連の事象である。

強制執行権の放棄ないし不執行の合意は、「あらゆる意味で強制的手段が用いられてはならない」ことの最たるものであり、被告が原告に対して遵守すべき絶対的な鉄則であり、本件訴訟において異議事由に当然に該当する。

(5) そもそも本件給付訴訟では、確定判決後の強制執行について、一審、高裁、最高裁で争点として一切審理されなかった。

訴権の濫用、信義則違反を主張したのは、空港会社が本件給付訴訟を提起し、追行したことである。これに対して「あらゆる意味で強制的手段が用いられてはならない」（甲2号証316頁）の一環としての訴の提起に関連して争点にしたことはある。

しかし、本件給付訴訟の係属中に、市東孝雄氏（原告）敗訴を前提にして予備的に強制執行権の放棄ないしは不執行の合意に基づき上記被告の本件給付訴

訟につき棄却すべきことを主張、立証することはあり得ない。

一審多見谷判決が論及しているのは、本件給付訴訟の提起すなわち「本件訴えの提起」が「平行滑走路の用地の取得のために、あらゆる意味で強制的手段が用いられてはならない」との隅谷調査団長の所見とこれに同調、賛意を表した千葉県、国土交通省（当時の運輸省）、とりわけ被告の提訴に関してである。被告は、原告の提起に対して、訴の提起まで禁じたものではないと応答するのみであった。多見谷判決、小林判決はこの提訴について、「話し合い」（と称する一方的明渡し要求）の「挫折」の場合にまで出訴を禁じたものではないと隅谷所見を歪曲、誤認した判示をなした。

多見谷判決は「本件訴えが禁反言の法理に反したり、権利の濫用に当たるということはできず」と判示したのみである。強制執行権の放棄、もしくは不執行の合意についてまで立ち入って判示し、否定したものではない。前訴において強制執行権の放棄、不執行の合意は審理されていないことが明らかである。

(6) 被告は、隅谷調査団団長の「平行滑走路の用地取得のために、あらゆる意味で強制的手段が用いられてはならない」との所見は、前訴提起前の1994年（平成6年）10月11日のことであり、口頭弁論終結のはるか以前のことであると強調するが誤りである。

兼子博士、吉川名誉教授が強調するとおり「執行契約」（本件においては強制執行権の放棄ないしは不執行の合意）「は専ら執行の段階に至って、その作用を発揮するもので、請求の当否を確定する給付訴訟では、これを問題にする必要はないから、前訴訟の口頭弁論終結前に締結されていたものでも、第545条（現行35条）第2項の制限を受けず、義務違反の執行発生後にこれを主張して差し支えないと解すべきであらう」という所論のとおりである。

被告は、答弁書12頁で「仮に原告のいう強制執行権の放棄又は不執行の合意が真になされたのであれば、その時（上記（1）のとおり平成6年10月11日）のことという。）から、それを主張することができるのであるから、そ

の今日までの『維持』などということをも別個の事由として採り上げる余地はない。このような苦し紛れの主張によって、民事執行法35条2項の定める制限を免れ、確定判決の執行力を否定することはできない。」と主張することの失当は、明らかである。

兼子・吉川説のとおり「執行契約は専ら執行の段階に至って、その作用を発揮するもので、請求の存否を確定する給付訴訟では、これを問題にする必要はないから、前訴訟の口頭弁論締結前に締結されていたものでも第545条（現行35条）第2項の制限を受けず、義務違反の執行発生後にこれを主張して差支えがないと解すべき（兼子一・前掲書143頁）である」（吉川・前掲書341ないし342頁）。現実に強制執行の段階に至って、強制執行権の放棄ないし不執行の合意に違反する事態が現実化したものであり、現段階でこれを主張することは、請求異議訴訟の本質に基づくものであり「苦し紛れの主張」とは失当きわまる主張である。

本件給付訴訟において、被告の主張が失当であり、請求棄却を確信して争っている場合に、原告の敗訴確定した場合の強制執行権の放棄、不執行の合意を予備的に主張して審理の対象とすることは、まったくあり得ないことである。被告が、この時点ではじめから強制執行を意図していたと主張するが、ならば一審判決末尾で「なお、被告市東が本件各土地において農業によって生計を立てていることなどに鑑み、仮執行宣言は付さない」と被告の意に反する判示をしたことに対し、原告が控訴したことに乗じて何故、附帯控訴をしなかったのか、主張に矛盾がある。

(7) 強制執行権の放棄ないし不執行の合意については、詳細は後に述べるとおりである。

被告が強制執行の意思を表明していることに対しては請求異議事由としてこれに関連して権利濫用事由を主張するものであるが、この点は後に主張するとおりである。

(8) 以上のとおり、上記被告の主張の失当は、明らかである。

3 被告の主張に対する反論

(1) 答弁書11頁以下「(2)」関係

ア 被告主張の要旨

原告主張の強制執行権の放棄・不執行の合意は、1994年10月11日になされた。本件給付訴訟の「口頭弁論の終結後に生じた事由」に当たらないから、民事執行法35条2項所定の異議事由とはならない。

イ 被告会社主張の誤謬性・失当性（その1 強制執行権放棄等の存在時期）

(ア) 原告からの「空港公団・空港会社の強制執行しない旨の公的約束の存在」

の主張に対して、被告が、ここまで明示的に、あからさまに「強制執行出来るのだ」という態度を明らかにし、その根拠とするところなどについて述べたのは、実は極く極く最近のことなのであり、本件異議訴訟のこの「答弁書」が初めてのことである。

(イ) 本件給付訴訟においては、空港会社がこのような見解を正面から述べたことは一度としてなかった。原告からの「空港シンポ・円卓会議」についての主張立証に対しては、ひたすら緘黙を守り、一言もそれについて否定はおろか、論評しようとはしなかったのであった（第一審・第二審における会社全「準備書面」の内容）。

さらに、それだけではない。第一審千葉地裁の法廷に出廷した会社職員の戸井証人は、むしろ強制執行の可能性を否定し、「話し合い解決」を強調することに終始していた（原告「訴状」6～7頁）。もちろん、「話し合いが頓挫した場合 云々」などということも、一言も口にしたということはない。

最後の事実審である東京高裁での審理においても終始そうであった。「原判決は相当」という結論だけは確かに言っていたかも知れないが、しかしこの「強制執行権の放棄」問題については、被告は一言も自らは論述していな

いのである。

(ウ) このような経過からするならば、被告の見解はどのようなものとして理解されるであろうか。

それは、1993年5月14日開催の第15成田空港問題シンポジウム(甲12号証)、1994年10月11日開催の第12回成田空港問題円卓会議(甲2号証)での、空港公団山本総裁の確認的発言、その後の例えば同公団黒野総裁の書状(甲3号証)等々に明示されていたところの、「地元農家の主体性・民主主義のルールを尊重し、あくまで話し合いを尽くしていきます。

(それは「人としての道です」旨さえ、黒野社長は述べている。)」との、民主主義手続の尊重・話し合い重視の姿勢(問答無用的な強制執行方針は、ここからは絶対に出ては来ない)が、本件給付訴訟の最後の事実審である東京高裁での弁論終結時よりも、その後に至るまで、地元農家に対してとり続けられてきていたということである(それは、当然のことであるが・・・)。

(エ) そもそも、<強制執行権放棄>の約束は、約束時の意思が堅持され、実行されてこそ意味が存するものである。「約束した時にはそのように考えていたが、考えは変わった、判決が出た今はそう考えてはいない」などということが認められ、判決が出されるや、「今は違う」として強制執行が認められたのでは全く意味がない。それゆえ、約束当事者がこの約束に基づいてどのように行動しているかが重要である。その意味では、黒野社長の詫び状は、放棄を改めて極めて明確な形式・内容に於いて確認したものであって、本件との関係では極めて意義の深いものである。

(オ) しかして被告は、上述の如く、本件給付訴訟において原告が <成田シンポジウム・円卓会議での、隅谷調査団・運輸省・千葉県・空港公団総裁による明確な確認の事実>を主張立証していることに対して、最後の口頭弁論においても、敢えて一言も反論はおろか論評もしなかったものであり、本件訴訟の答弁書において、ようやくにこれとは反対の立場を明らかにするに至っ

たのである。

この事実の意味するところは明らかである。すなわち、空港会社は本件給付訴訟の口頭弁論終結後も、1993年の成田空港問題シンポジウム・1994年の成田空港問題円卓会議での公約を守るという立場を、社会的にはとっ続けていたということである。それと異なる見解を明らかにしたのは、つい最近、本件訴訟の「答弁書」が最初であるのである。

(カ) したがって、本件請求異議事由をより厳密に言うならば、

被告が、1994年10月11日の第12回成田空港問題円卓会議において表明した「あらゆる意味に於いて強制手段をとらない」との公約を、現時点でも守るとの立場を、本件給付訴訟の口頭弁論終結後もとっていた事実である。

これが、民事執行法35条2項所定の事由に該当することは明らかである。

ウ 被告会社主張の誤謬性・失当性（その2 放棄約束の効力と異議事由）

(ア) そもそも、＜強制執行権の放棄・その約束＞は、請求異議事由の中でも特殊の性格を有していると考えられる。

それは、民事執行が確定判決を債務名義として行われるものであるところに存している。

＜強制執行権の放棄・その約束＞は実体的権利の存在自体は前提にしているものであるから、訴訟においては防禦上の効果を有していない。それが効果を発するのは、訴訟が終結して判決が確定し、強制執行が問題となる段階においてである。

このように、例えば、判決確定後に弁済が行われていたというような場合とは、明らかにその性格は異なっている。

(イ) したがって、仮に、被告の如き杓子定規な考えをとると、訴訟係属前に強制執行権の放棄・その約束がいかに強固なものとして行われ存在していたとしても、それは、必ず口頭弁論終結前であるのであるから、結局、強制執行

制約事由としては全く無意味なものでしかなくなってしまう。

(ウ) 仮に、本件給付訴訟第一審判決のように「放棄・約束があっても訴訟の提起まで出来ないというものではない」との見解がとられるならば、放棄・約束は、訴訟では何の意味も持たないのであり、後はその後の確定後の執行の段階での効力が認められなければならないのである。

すなわち、異議事由のうち、例えば弁済などのように直ちに効力が発生するものは、法35条2項を字義どおりに適用運用してよいであろうが、強制執行権の放棄・その約束などの事由については、その契約等のなされた時点が基準にされるのではなく、それが実質的に効果を発する時点が基準となると解されるべきである。そうでないと、強制執行権の放棄・その約束などは、何の意味もないことになってしまうのであり、そのような事態は民事執行法の予定するところではないと言うべきである。

(エ) よって、本件における空港公団の社会的公約は、民事執行法35条所定の請求異議事由である。

なお、被告は1993（平成5）年11月11日の最高裁判決をも根拠としている。しかし、被告が引用する同最高裁判決は「原審は、本件債務について上告人と被上告人との間に不執行の合意があったことを適法に確定した上で、本件債務は、いわゆる責任のない債務であり、強制執行をすることはできないと判断したのであるから、その旨を判決主文に明示すべきであったのであり、右明示を欠いた原判決には、この点において法令解釈を誤った違法があり、この違法は判決に影響を及ぼすことが明らかである。」と判示しているに過ぎない。即ち、債権債務があることを双方とも前提とした上で、単に執行の段階での合意である。これに対して、本件ではそもそも債権債務の段階での合意がない。原告は（先代の故東市の時代を含めて）、一度として「本件土地の所有権は被告にあり、被告に明け渡すが、この明け渡しについては強制執行しない」旨被告と合意したことはない。被告は民営化したとは

いえ、現在でも国土交通大臣と財務大臣がすべての株を有する準公営団体であるから、当然自らの行為に対しては極めて強い公共的な責任がある。あらゆる住民（千葉県外を含む）、市民に対して、空港建設に関する強制手段はとらない旨の永遠の「公約」を行った以上、それを遵守すべき強度の義務があり、原告は、本件給付訴訟でその義務に反するのではないかと、また反することは権利の濫用ではないかと主張したのであり、被告に権利があることを承認した上で、単に「強制執行だけはするな」ということで、本件給付訴訟において円卓会議での意見表明を引用したのではない。従って、被告が引用する1993（平成5）年11月11日の最高裁判決の事案と本件事件の事案とは異なるため、参照することはできない。空港の建設は日々継続し、完成までいくつものプロセスを経過する必要があるが、原告をはじめ空港絶対反対と主張する住民が少なからず存在する。被告が「完全空港化」を目指すのであれば、これらの住民とは「話し合いによる解決」が考えられないため、当然あらゆる意味で強制的手段を取らない旨の上記の「公約」を破棄しなければならないはずである。しかし、本件給付訴訟で被告の職員である戸井証人は「話し合いによる解決」のみを強調し、話し合いが頓挫したときは強制手段を取る旨言明していないので、上記の「公約」の存在を認めるとともに遵守する意思であったことが強く推認される。被告は本件給付訴訟が確定した後も上記の「公約」を破棄した素振りを見せることもなく、現在でも建前としてはあらゆる意味で強制的手段を取らない旨の上記の「公約」を取り続けている。そうであれば、被告は日々上記「公約」を遵守しているため、原判決後の強制執行段階では、上記公約が強制執行権の放棄又は不執行の合意として存在していることになり原告はこれを請求異議事由として主張し得るものである。

エ 被告会社主張の誤謬性・失当性（その3 被告会社の判決歪曲）

（ア）本件給付訴訟の第一審・第二審判決の判示するところは根本的に誤ってお

り、到底認められないものである。

しかし、今仮にこの点を措いたとしても、被告の主張は、その趣旨を不当に歪曲しているものである。すなわち、

- a 本件給付訴訟の第一審判決は、たしかに「被告が賃貸借契約の解約申入れの不行使や、明渡請求権の放棄などを約したものではな（い）」となしている。
- b しかし、今仮にこれを前提としたとしても、「不行使や放棄を約束しなかった」という空港公団（現被告）が、そうしなかったことによってできるのは「賃貸借契約の解約申入れ」「明渡しの請求」であるのは、文理上明白である。
- c ところで、「土地賃貸借の解約申入れ」を行ったり、それを前提として「土地明渡しの請求」をなすことそれ自体は、民間人の民間人に対する民事実体法関係上の法律行為であって、それ自体何ら強制ではない。それは「貸主として借主に対して契約解消を申入れ、その効果に基づき当該土地を明渡すということを要求する」ということであるにすぎない。

それを認めず明け渡そうとしない借主に対して、貸主は直接にその占有を解くということまではできない。そのためには貸主が、契約解消の効果についてさらに、それを実現することを裁判所に求め、執行機関が権力的実力を行使することによって、最終的に効果は実現されるに至るのである。

すなわち、民事訴訟の判決は、

- i 実体における法的関係の確認
- ii この確認に基づいて、その関係を民事執行法に基づく権力の実力によって実現することを認める

という二箇の内容から構成されていると言うことがおえる。

それゆえ、単に「i」のみでは未だ強制ではなく、「i」に基づいて更に、「ii」の段階に至ったときに初めて強制になるのである。

d したがって、当事者が民事訴訟法に基づき、このような法律行為の効果の存在の法的確認を求めて訴訟を提起してきた場合に（すなわち上記 i についての確認を求める）、かかる法律行為の効果の存在について裁判所が「貸借契約の解約申入れ」の有効性と、それによる効果の存在について判断を行ったことは、ある意味では当然のことであると言える。それは、上記の「i」に当たるわけである。

e したがって、本件給付訴訟とは、空港公団が「解約申入れの不行使や明渡請求権の放棄を約束しなかった」がゆえに可能であったところの、上記「i」の権利を民事訴訟法に従って受理し審理判決したというにとどまるものである。

それゆえに、本件給付訴訟の第一審判決も「本件訴え提起が禁反言の法理に反したり、権利の濫用ということはでき（ない）」と判示したのであった（判決書 89 頁）。すなわち、「訴訟を起こすこと自体は違法ではない」と述べたにとどまるのである。

f これを、強制執行も何もかもひっくり返して被告のなすことについて、これを是認したものとなすのは、明らかに歪曲逸脱した理解であると言わねばならない。

被告は、本件給付訴訟判決に対するこのような恣意的理解を前提に、これを是認した東京高裁等を援用して、強制執行は可能と論じているのであって、全く不当である。

g なお通常は、上記「i」「ii」は一々分離的には考えられず、存在していない。しかし理念的には分離しうることは上記のとおりである。

ところで、当事者がそのような判決を求めることはあるであろうか。それは存在し、意義が存するのである。例えば「強制執行はしない」という約束が当事者間に存在している場合でも、貸主が法的関係をハッキリさせておきたいと考えて、そのことの確認を訴求するということは、通常も存在してい

る。その他、時効の中断等の場合にも意味が存する。

h 本件にあっても、被告が原告と交渉する場合に、自己の正当性を認める判決が出ているならば、それを援用して有利に交渉を進めることが期待できるから、交渉によって解決する旨繰返し社会にアピールしてきている被告がとりあえず自己の立場を有利にしておくという意味において、民事訴訟を提起し勝訴判決を得ておくということにも大きな意義があるから、本件給付訴訟は、その意味でも大きな意味があったのである。

i しかるに被告は、そのような判決の意義・機能から大きく逸脱する解釈を敢えてなし、「強制執行できる」と言っているのであって、極めて不当である。そして、これが、事実審の弁論終結後のことであることは明らかであるから、民事執行法35条所定の請求異議事由である。

(2) 答弁書12頁「(3)」関係

ア 被告主張の要旨

被告は、本件給付訴訟の第一審、控訴審は、空港公団総裁のシンポジウムにおける発言、被告代表者が発した「東峰区の皆様へ」と題する書面の記載等本件給付訴訟に至る経緯によっても、話し合いが頓挫した場合について強制的手段を講じることがないことまで言及したものではないことを認定、判示しており、空港公団総裁の発言等によって強制執行権の放棄又は不執行の合意がされた事実を認めることができない旨主張する。

イ 被告主張の誤謬性・失当性

(ア) これは論理が逆である。すなわち、成田シンポ・円卓会議の趣旨・経過にふまえた空港公団総裁の確認や、現地農家への歴代空港公団総裁の言葉は、「強制執行はしません」と率直に意思表示し、約束したものと見るべきである。このように解するのが社会の常識である。

(イ) したがって、ここで仮に「話し合いが頓挫した場合まで、強制手段をとらないとの趣旨は約束されていない」などと言うのであれば、本件給付訴訟

の判決のように「そこまでは述べられてはいない」などというのではなく、「話し合いが頓挫・・・されていない」と解釈すべきであるとの論拠を、シンポジウム・円卓会議の経過や内容、黒野書簡の解釈論（文面や、この書簡が出されるに至った経過等）として積極的に展開した結果として述べなければならないのである。

(ウ) 今これを模式化すれば、

A事実→aとの解釈

が存する場合に、判決は「b」解釈を打ち出し、

「Aには、bではないと言っていないからbなのである」

などとの解釈論を展開しているのである。

その後謬は明らかであろう。Aはaではなくbと解釈すべきなのだということAそれ自体に関連する諸事実との関係から論じて、

A事実→bとの解釈

の正しさが論証されるべきなのである。

bではないとは言っていないからb

cではないとは言っていないからc

dではないとは言っていないからd

.....

かかる詭弁的論法が、厳密な論理の適用たるべき判決において使用されているのは、嘆かわしい限りである。

(エ) 上記論理は、民事訴訟における要件事実論の基礎とされている、いわゆる要件事実論からしても明らかである。

すなわち、

i 「あらゆる意味で強制手段はとらない」との公約が、土地収用のみならず強制執行をも包含することは明らかである。

ii その後この解釈・規範の下に、成田現地での法律関係は推移してきた。

iii しかるに今、本件給付訴訟判決では、「話し合い頓挫・・・」では上記iではなく、別の規範が成立しているとなそうとしているのであるならば、判決は「i」ではなく「iii」でなければならないのだというのを、「i」以上の正当性を以て論証すべきなのである。

(オ) 以上、本件給付訴訟の判決は完全に誤っている。

この「公約問題」は本件における重要な事実問題である。

しかるに裁判所は、被告が一切何も主張していないにもかかわらず、勝手な解釈論を展開して、被告を救済してやったのである。

これは、明らかな弁論主義違背であり、被告に不当に肩入れした政治判決である。

本件給付訴訟の継続中は、一言もこの公約問題について述べようとせず、ひたすら緘黙をこととしていた被告が、千葉地裁・東京高裁が越権にもこのように判決に書いてくれて救済を受けるや、判決確定後早速これを振回して「強制執行する」などという事態は、極めて不当であり、不正義である。このような事態は裁判所自身が作ったのであるが、もちろん民事執行法35条2項の関係でも、請求異議事由たりうる事が明らかになっているのである。

(3) 答弁書12頁以下「(4)」関係

ア 被告主張の要旨

請求異議事由は、請求権の存在・内容についてのものでなければならない。強制執行しようとする行為は事由たりえない。

イ 被告主張の誤謬性・失当性

(ア) 本項の誤謬性は、被告主張「(2)」において論じたとおりである。原告は別段、「強制執行しようとしている行為」を直接に、異議事由とするものではない。

現在強制執行しようとしている行為を、これとの対比において、被告がこれまで一切この放棄約束問題について緘黙を続けていた事を指摘し、これが

弁論終結以降も約束を履行していたとみなされうることを論じているのである。

(イ) その他、「仮執行 云々」は訴状の定型的記載の問題に過ぎない。

そのように言うのであるならば、本件給付訴訟において、原告の〈放棄約束論〉主張に対して、なぜ緘黙していたのか。被告は約束を否定できなかったのである。そうではないんだということは、本件訴訟の「答弁書」で初めて言い出したのである。

(4) 【本件被告に対する求釈明】

本件給付訴訟において、原告は、成田シンポ・円卓会議黒野書簡他を証拠提出し、これらに基づいて「強制執行権放棄」を主張し、論じた。

このとき、この重大な問題について、被告は、なにゆえに本件「答弁書」のような論を展開して反論しようとすることはせず、一切緘黙し、何らも主張しなかったのはなぜか。

なぜ、今頃になって言い出したのか

以上について明らかにされたい

第3 許可処分の「条件：離作補償料を給付のこと」は、停止条件である

1 離作補償を給付することは「負担」ではなく、効力を左右する「条件」である

(1) 許可処分の条件と記載されていてもそれは行政法上の概念として「行政行為の附款」を意味し、その中に「条件」の他に「負担」がありうると解したとしても、本件の離作補償の給付は「負担」ではなく「停止条件」であることは明らかである。

(2) 行政行為の附款が条件であるのか負担であるのかの区別の基準については、日本の学説においては具体的に例示すること以外で明確な基準を示したものは見当たらない。また、行政判例としても、その区別の判断を示したものは、神

戸地裁昭和34年8月18日判決が、「公衆浴場営業許可書の『許可の日より1年以内に釜の構造を・・・改造すべき』旨の付記事項は、一種の負担であり解除条件ではない」との事例判断を示しているのを散見するのみである。

ドイツにおける議論については、「日本においては、ほとんど論じられていないし、判例の立場も明確でない。これに対し、ドイツにおいては、条件と負担とを区別する基準を行政庁の意思に置くかそれ以外の者に置くかに関して議論がなされる。」（森稔樹『行政行為の附款の機能』早稲田法学会誌第46巻（1996年）115頁）としたうえで、ヴォルフ＝バッホフ＝シュトーパーの「附款は、疑わしき場合は、その附款の履行が行政行為の有意義な執行にとって必須である場合にのみ、条件である。行政庁の意思は問題にならない」との見解を妥当であるとしている（同116頁）。これによると、本件において、行政庁千葉県の意味は問題ではなく、附款の履行が行政行為にとって必須かどうかによることになる。そして、本件の場合、営農権を奪って公共事業を実施する公用収用に類似する行政行為であるから、公用収用にあたってはその補償の履行は必須不可欠のものというべきであり、離作補償料が現実に支払われていることは、行政行為の有意義な執行にとって必須である場合に当たることは間違いない。したがって、本件の附款は負担ではなく、停止条件にあたることは明らかである。

- (3) また、観点を変えて、条件と負担の機能の違いからその区別を考えることも示されている。「条件と負担との区別については、フォン・サヴィニーによる、『条件は・・・停止させるが強制しない。負担は強制するが停止させない』という『公式』が有名である。」（同122頁）このサヴィニーの公式によれば、条件であれば強制力が働く関係になく、負担の場合は強制力が働く関係であることになる。たとえば、負担の典型例とされる「道路の占用許可に当たり一定額の占用料の納付を命じる」場合には、納付しない場合占用料は強制徴収できるが、許可の効力は停止されないのである。また、条件の典型例とされる「一

定期間内に工事に着手することを条件として鉄道免許を与える」といった場合には、工事に着手しない場合免許の効力は停止されるが、工事着手を強制されるわけではないのである。

本件の許可処分の附款である「離作補償料の給付」は、行政庁たる千葉県が強制できる関係にはなく、また、第三者たる原告市東に給付請求権が生じているものでもない。したがって、「強制しない」場合であるから、サヴィニーの公式によると、「離作補償料の給付」という附款は、停止条件にあたることになる。

(4) さらに、学説で一般的に例示される例からその特徴を抽出することを検討することとする。まず、田中二郎『新版行政法上巻全訂第2版』（弘文堂）128頁では、「条件」に当たる例として、「会社の成立を条件として河川の使用を許可し、一定期間内に工事に着手することを条件として地方鉄道の免許を与えるがごとし。」といったケースを示している。また、塩野宏『行政法Ⅰ（第6版）行政法総論』（有斐閣）200頁では、条件に当たる例として、「会社の成立を条件として会社の発起人に道路の占用を許可したり、放送局を免許したりするのは、停止条件の例であり、一定期間内に工事に着手しなければ失効することを条件として原子炉発電施設の設置許可をするのが解除条件である。」と例を挙げている。このように「条件」に当たるとされているのはいずれも、許可や免許の本質に関わる重要な事柄が附款とされている場合であることがわかる。

これに対して、「負担」に当たる例としては、前記田中二郎『新版行政法』128頁で、「道路・河川の占用の許可にあたり、占用料又は使用量の納付を命じ、建築の許可にあたり種々の負担を命じ、公企業の特許に当たり企業の経営条件その他について種々の義務を命ずるがごとし。」と例示し、前記塩野宏『行政法Ⅰ』201頁では、「補助金の交付決定にかかる補助条件（附款としての負担）」の他、「集団示威行進の許可に際して駆け足をしてはならないと

いうのも不作為義務にかかる負担である。また道路の占用許可に当たり一定額の占用料の納付を命ずるのは作為義務にかかる負担である」との例示を挙げている。このように「負担」に当たるとされているのは、許可の本質に関わらない付随的な事柄の場合に限定されているのである。すなわち、行政行為の本質的内容に関わる附款の場合には、効力を左右する「条件」であり、そうでない付随的な問題に関わる附款の場合には効力を左右しない「負担」となるものと、区別づけられるものと解されるのである。

本件のように、農地法20条による解約許可の条件として離作補償の給付が定められている場合には、この離作補償は一種の公用収用に対する補償であるから、憲法29条3項の趣旨からいっても、離作補償が給付されることは決して付随的な問題ではなく、行政行為の本質的内容に関わるものであることは間違いなく、「負担」ではなく、「条件」であることは明らかなのである。

- (5) 以上各方面からの検討によっても、本件許可処分に付せられた「離作補償料を給付すること」は、負担ではなく、停止条件に他ならず、給付がなされない限り効力を発しないものと言わなければならない。

2 条件とされる離作補償を履行していない被告

- (1) 千葉県知事は、被告が農地法20条による農地の賃貸借解約の申入れ許可申請に対して平成18年(2006年)9月21日付で許可処分をなし、その許可について「条件 申請書記載の離作補償料を給付のこと」と明記した。

この「申請書記載の離作補償料」は、「補償額 180,715,335円」であり、その積算根拠は、同申請書別紙「賃貸借契約の解約に伴う補償金について」では、「7万円×9269.83㎡×27.85%」の計算式になっている。同書面では、取得価格1㎡7万円は「平成7年に行なった空港用地内の鑑定評価を基に算出した価格」であり、賃借権の権利割合27.85%は、「昭和43年に成田市農業委員会が行なった調停での賃借権割合を基準にして、昭

和45年に新東京国際空港公団が定めた権利割合を採用した」と規定しており、土地収用の場合と同じ方式による補償金の算定がなされている。

このように、離作補償料の算定には、被告自身も土地収用における計算式を用いており、離作補償料と言いながら実質は強制収用の補償料を想定しているのであって、これが実質的に公用収用に他ならないことを認めているのである。

(2)ところが、被告は、解約許可の条件とされている離作補償料を一切支払わないままで、農地賃貸借契約解約申入れを行った。

被告は、成田市天神峰字南台41-8、41-9、字天神峰78-2外4筆の畑について、平成18年(2006年)10月11日付書面で市東孝雄に対して1年後の農地賃貸借解約の申入れを行った。その後、再度平成19年(2007年)10月13日付書面で農地賃貸借解約の申入れを行い、平成20年(2008年)10月14日の経過をもって農地賃貸借を解約する旨主張した。各解約申入れに際して、いずれも上記離作補償料の支払いはなされず現在にいたっている。

3 被告の解約申入れは全て無効

以上のとおり、行政庁千葉県による本件許可処分における停止条件である「離作補償料の給付」は、被告によってこれまで一度もなされなかったものであり、現在に至るも解約許可処分は効力を発していない。

そのため、被告がこれまで行った原告に対する解約申入れは、すべて効力を有さない。原告には明渡しの義務は生じていないのである。

第4 被告が本件について強制執行の請求をすることは、権利の濫用として許されない

1 強制執行と権利濫用法理

(1) 確定判決に基づく権利の行使であっても、信義に従い誠実に行使すべきであって、これを濫用してならないのであって、信義誠実の原則に反する強制執行は権利の濫用となる。

(2) 判例も、例えば、

ア 最判昭和37. 5. 24は、

「確定判決上の権利と雖も信義に従い誠実に行使すべきであって、これを濫用してならないことは、多言を要しない筋合いであるところ、前記判決において被上告人がAに対して認められた損害賠償請求権は将来の営業活動不能の前提の下に肯定されたのであるから、もし被上告人の前示負傷が上告人らの主張のように快癒し自らの力を以て営業可能の状態に回復するとともに、電話を引きなどして堂々と営業（その規模内容は論旨が特記している）を営んでいる程に事情が変更しているものとすれば、しかも一方において上告人ら主張のようにAは右損害賠償債務の負担を苦にして列車に飛込自殺をするなどの事故があったに拘わらず前記判決確定後五年の後に至ってAの父母である上告人らに対し前示確定判決たる債務名義に執行文の付与を受け突如として本件強制執行に及んだものとすれば、それが如何に確定判決に基づく権利の行使であっても、誠実信義の原則に背反し、権利濫用の嫌なしとしない。」とし、

イ 最判昭和40. 12. 21は、

「既判力標準時以後に生じた事情変更により、判決において確定された請求権の行使が権利濫用に該当するにいたる場合がありうるものとし、かかる場合には当該請求権の行使が制限される結果、請求異議の訴により、右確定判決の執行力を排除できると解することが許されるか否かについては、見解の分かれるところ」とし、

ウ 東京地判昭和37. 10. 27は、

「請求に関する異議であるが、その異議事由は口頭弁論終結後にその原因が生じたときに限定されているので、本件のように主として債務名義の取得に間

題のある事案においては、これを口頭弁論終結後にその原因が生じたものに該当するといえるかどうか、極めて疑問の存するところである。しかしながら、強制執行請求権をも含めて訴訟法上の権能ないし権限といえども信義に従い誠実にこれを行すべきものでこれを濫用することは許されないところであって、債務名義の取得及びその債務名義に基づく強制執行が信義誠実の原則に違反し権利の濫用に該当する場合には、異議の事由が口頭弁論終結後に生じたものでない場合においても、その債務名義の取得及びこれに基づく強制執行を一体不可分のものとしてとらえ、これを権利濫用・信義則違反として請求異議の事由の一つとすることができるものと解するのが相当である。」などとしている。

(3) 学説も、例えば、

齊藤秀夫（民商法雑誌55-2-102）は、「民法第1条の権利濫用の禁止の規定が設けられている今日においては、これを法解釈の指針とし、著しく反道義的な強制執行に対しては、執行の濫用として、民訴法545条の請求異議の訴えの拡張解釈を試み、口頭弁論終結後に生じた異議事由の中にこれを含めるのが正当」としている。

(4) これは要するに、確定判決に基づく強制執行といえども、信義誠実の原則が貫徹し、これに違反するときは権利濫用となり、あるいは著しく反道義的な強制執行に対しては、執行の濫用として請求異議の理由となるということである。

2 本件における強制執行は、権利の濫用である

(1) 成田シンポ、円卓会議、黒野社長の手紙など被告の社会的宣明、公約に真向から反する行為であること

被告が、反対派の農地の取得に関して強制的手段はとらないと社会的に宣言した歴史的事実については、訴状請求原因第1の第1点において詳論したとおりである。

とりわけ当時空港公団の山本総裁も以下のとおり隅谷調査団の提案を受け入れた。

「次に、所見に対する私どもの考え方を申し上げます。

提案の第一項目に付きましては、所見に示された結論に従い、関係者のご協力をいただきながら、空港公団として、速やかに取り下げの手続きを進めてまいりたいと考えております。

また、提案の第二項目につきましても、空港を地域に願う立場の者として、これまでの空港づくりの進め方についての反省をきちんと踏まえ、初心に還って、自紙の状態で空港計画を地域によくご説明し、丁寧なコンセンサスづくりに取り組み、地域の方々と話し合いをすることにより解決の道を探るべきことと受け止めさせていただき、ご所見に示された結論に従いたいと思います。」

このように公言していた被告が、本件土地を強制執行で取得しようとしているのである。百名を超すであろう裁判所の執行部隊と大量の機動隊の暴力をもってまたしても流血の事態を起こそうというのである。

これは「あらゆる意味で強制的な手段が用いられてはならず、あくまでも話し合いにより解決されなければならない」とか「民主的な建設の手法を遵守してまいる」との社会的公約、社会的宣明に真向から反する行為ではないのか。これが著しい信義則違反ないし反道義的行為でなくて何であろうか。被告はどう弁明するのか。

(2) 本件土地を空港敷地として使用する具体的計画も明らかではないこと

ア 告示区域内部分（具体的設計図書等の非開示）

被告は、本件給付訴訟において、告示区域内転用計画の相当性として、本件農地解約許可申請書と付属書類としてわずかの文書の写しを提出したのみで転用計画そのものにかかる「平行滑走路西側誘導路」等の設計図書や工事工程表の類は一切提出していない。

上記申請書に添付されている「計画図」には数値も記入されておらず、極めてラフなスケッチでしかない。これでは、本件南台、天神峰の土地上に、どのような設計に基づき、どのような施設がどのような工事の工程で建設されるのか全く明らかではない。

したがって、本件土地が、空港建設の何のために不可欠なのかは、証拠上もいっこうに明らかではない。それでいて確定判決は確たる証拠に基づくことなく「空港建設のために不可欠」等として転用相当性を認めてしまっているのである。

イ 南台告示区域外部分（GSE ULD置場としての必要性の虚偽性）

（ア）南台41-8の土地の告示区域外部分について、被告の転用計画は元々存在しなかった。すなわち、2006年7月3日付の農地解約許可申請書では、南台41-8の敷地外部分については転用事業計画が記載されておらず、同年8月16日に千葉県が被告に問い合わせた結果（本件給付訴訟の乙7号証）、同月31日、急遽原告成田空港が初めてGSE及びULD置場の計画を追完した（本件給付訴訟の乙8号証）。

これは、転用計画があったにもかかわらず、何らかの事情で記載しなかったというのではない。同月16日に上記乙7号証で千葉県から照会を受けるまで、被告には、南台41-8の敷地外部分のGSE・ULD置場転用計画が存在しなかったのである。

（イ）その事実は、本件給付訴訟第22回口頭弁論期日の証人尋問で被告の職員である戸井証人がはっきりと認めている。

まず、1988年に、訴外藤崎氏から取得した当時、被告（当時は空港公団）が、具体的な転用計画を策定していなかったことを戸井証人は明確に認めている。

【戸井調書38頁】

質問：昭和63年、つまり1988年当時には、あなたの言うところの

本件告示区域外の土地について、会社側は「具体的な転用計画を策定するまでには至らなかった。」ということが、会社側の準備書面（15）の12ページに書いてあるんですが、これはこのとおりでよろしいですね。

戸井：はい。

1995年から、防音堤という計画があつたとされているが、それも周辺の用地買収が進まず、実現不可能な状態であり、転用計画と言えなかったのである。

【戸井調書4頁】

質問：その計画を本件解約申入許可申請の転用事業計画として提示しなかったのはどうしてでしょうか。

戸井：このエリアの用地買収が進んでおりませんでしたので、そういう理由からでございます。

質問：建設に着手できる、状況ではなかったということですか。

戸井：はい、そうです。

次に、2004年当時、GSE・ULD置場用地とする計画がなかったことも、戸井証人ははっきりと認めている。

【戸井調書39頁】

質問：したがって、2004年当時には、いわゆる告示区域外の土地について、GSEULDの用地とする計画はなかったんですね

戸井：ええその当時はありませんでした。

さらに、2006年7月3日申請当時でさえ、GSE・ULDの計画はなかったことを戸井証人ははっきり認めているのである。

【戸井調書39頁】

質問：2006年、平成18年7月3日の本件申請書提出当時も、本件区域外の土地については、GSE・ULDの計画は策定されてい

なかったということですね。

戸井：はい。

すなわち、空港公団ないし空港会社は、1988年に土地を取得してから2006年8月16日に至るまでずっと、南台41-8の敷地外部分をGSE・ULD置場とすることを考えたことがなかったが、その後同月31日までの間に、突如、この計画を考えついたということなのである。

(ウ) 最適地であるはずがない

本件給付訴訟において、被告は、転用事業計画の内容につき「空港告示区域に隣接する部分については、第2旅客ターミナルのエプロン（駐機場）に近接しており、GSE及びULDの置場とするには最適地である」と主張していた。

しかし、一見して明らかのように、南台の土地の敷地外部分は、エプロンからは遠く離れており、決して最適地でない。

それを示すように、被告は、2006年当時から、第2ターミナルビルのエプロン地区に隣接する東峰、取香地区（成田市東峰字茶畑1番1、1番21、取香612番1など）にGSE及びULD置場を有しており（本件給付訴訟の戊7号証）、かつ、2012年6月ころには、東峰、取香地区のGSE及びULD置場の隣接地区（成田市取香604番20、621番1、621番4など）に拡張工事を実施し、広大なGSE・ULD置場を完成させている（本件給付訴訟の戊7号証2枚目地図「GSE・ULD置場整備予定地」）。

したがって、「エプロン上又はエプロンに隣接した場所に、新たなGSE及びULD置場を確保することは困難であった」とする説明は当初から明らかに虚偽の説明であった。

(エ) 取香地区の新たな拡張計画

2013年になって、取香地区で被告がGSE・ULD用地の買収を開始したと報道されている（本件給付訴訟の戊265号証）。その場所は、本件給付訴訟の戊7号証のGSE・ULD置場から北側に隣接するところから、小見川

県道に至るまでの地域であるといわれている（本件給付訴訟の戊342号証）。

これもエプロンに隣接した部分の拡張であり、南台の土地には隣接もしていない南台の計画とは全く別の計画であって、連続したり、含まれたりすることはあり得ない。

このような計画が進行中であるということは、南台の土地の敷地外の部分におけるGSE、ULD置場の転用計画が全くの虚偽であることを示している。

このように、2006年8月31日の時点において、エプロン上又はエプロンに隣接した場所にGSE及びULD置場は現に存在し、また新たなGSE及びULD置場を確保することは容易であつた。南台41番の敷地外部分をGSE・ULD置場にする必要性も可能性もなかったのである。

（オ）架空計画

以上のとおり、この転用計画なるものは、決して本気で作成された計画ではなく、間に合わせだけの架空計画にほかならなかつたのである。

したがって、南台41番の告示区域外の部分には、真実の転用計画が一切なかつたのであるから、その部分についての農地法20条の解約許可申請は、20条2項2号の要件を充たしていなかつたのである。それにもかかわらず、本件給付訴訟に係る判決は、千葉県を欺罔して取得した解約許可を全体として有効としてしまったのである。

そうであるから、南台の告示区域外の土地に対する強制執行は、如何に被告が債務名義を取得していたとしても、架空の計画に基づいて債務名義を取得したものにほかならず、上記判例の趣旨に照らしても、現時点で強制執行をすることは権利の濫用として許されないというべきである。

（3）本件土地を強制執行により確保しなければならない必要性・緊急性もない

被告は、本件土地の利用について具体的な計画を何ら明らかにすることができず（告示区域内部分）、また存在する「計画」なるものも架空のものでしかない（南台告示区域外部分）ことはすでに述べたとおりである。

被告において、本件土地を強制執行によって確保すべき緊急性は勿論、その必要性は何ら存在しないというべきである。

ア 被告は、本件請求異議訴訟に伴い原告が申立てた強制執行停止申立事件（平成28年（モ）第226号事件）においても、本件土地の利用の必要性について何ら具体的説明をしていない。

すなわち、上記申立事件において被告が提出した疎明資料は、本件給付訴訟の最高裁及び東京高裁の判決謄本の2点のみであるところ、被告がこれら給付訴訟の審理において本件土地を利用すべき具体的計画の内容についてはなんら明らかにせず、あるいは間に合わせの架空の計画しか提出してしなかったことは既に指摘したとおりである。

イ さらに、上記申立事件の審尋期日（本年2月14日）において、被告は本件土地を強制執行によって確保すべき具体的な必要性について裁判所から釈明を求められた際にも、空港整備の必要性という主張のみを繰り返すばかりで、本件土地を今強制執行で確保しなければならない具体的な必要性について何らの疎明も説明も一切することができなかつた。

ウ さらに、上記審尋期日で十分な疎明もできなかつたことに加えて、被告は、本件請求異議訴訟の第1回口頭弁論（本年3月2日）においても、本件土地の利用について具体的な計画とその現実的工程、タイムスケジュールを何ら明らかにすることもなく、前出強制執行停止申立事件と同様の書証を提出するのみである。

エ これらのことに加えて、告示区域外の南台41番8の土地については、そもそも現在御庁第2民事部で係争中である農地の真ん中に位置しているのであるから、百歩譲って本件給付訴訟において被告が主張したGSE及びULD置場の設置「計画」なるものが実在する場合であっても、南台41番8の土地を強制執行によって確保したところで、上記「計画」を実現できる見込みは全くない。

オ そうであるから、たとえ本件土地が強制執行によって確保された場合であっても、本件土地の利用について具体的な計画が存在せず、あるいは架空の計画なしが存在しない被告としては、本件土地の周囲を囲板で覆ったうえで間に合わせのもっともらしい「利用計画」を策定するまで放置し、あるいはせいぜい暫定的な資材置き場等として使用する程度の利用しかできないのである。

カ 以上のとおりであるから、被告において本件土地を強制執行によって確保すべき緊急性は勿論のこと、そもそもその必要性自体が認められないのである。

(4) 被告が行おうとしている一部強制執行は、原告に対する害意に基づく恫喝執行であること

ア 天神峰の部分執行は、営農拠点の破壊攻撃にほかならないこと

天神峰の農地は、原告が自宅と一体的に使用してきた生活と営農活動の拠点である。ここには、農業を営むのに必要な農作業場（出荷場）、貯蔵庫（コンテナなど）、農機具置き場（トラクター、鎮圧機、田植機など）、離れ等が存在する（甲6）。

また、配送のための産直トラック、軽トラックなどもあり、原告が農業を営むために不可欠な拠点であり、この土地を強制執行されると他の農地も含めて全く耕作ができなくなる。

このように、天神峰の土地への強制執行は、実際に原告の全営農、全生活を破壊することになり、執行本来の必要性を超えて原告をことさらに窮地に追い込み、困惑させ、威迫して屈服させる攻撃である。

イ 南台41-8の強制執行は、係争中の正当な耕作地への耕作妨害、農地破壊であること

南台41-8の土地に対する強制執行は、現在御庁第2民事部において係争中の農地の真中に割り込む形で強制執行がなされるということである。

具体的な形態は不明であるが、フェンスを打ち込むにせよ柵を設置するにせよ、隣接する耕作地に対し、通風、日照、水はけなどすべての点において妨害

的影響を及ぼす。また、強制執行行為そのものに動員される数百名の執行関係者及び警察機動隊のどた靴によって原告の畑は、見るも無惨に蹂躪され尽くすのである。

つまり、部分執行により執行対象地でもない耕作地まで完全に破壊されてしまう。これは、実質的に過大執行、目的物外執行であり、執行本来の必要性を超えて原告をことさらに窮地に追い込み、困惑させ、威迫して屈服させる攻撃である。

ウ 別件訴訟での害意の表明

なお、被告は、別件訴訟（成田国際空港の施設の変更許可処分等取消請求事件、御庁平成22年（行ウ）第45号）において、原告が「自らの意思で空港敷地内に居住することを選択した以上、当然に、騒音被害についても受忍せざるを得ない」「原告の居宅が所在する成田空港の敷地については、騒音の発生源そのものであるから、強大な騒音に曝露されていることが当然に予定されている」「自ら危険を引き受けている」等と主張し（準備書面（19）17頁以下）、原告に騒音被害を与え続けることを居直っており、このような主張からも、被告が本件強制執行を原告に対する害意をもって執行しようとする意図が表明されている。

- (5) 本件農地賃貸借契約解約申入れの条件とされた金銭給付を不履行のまま強制執行により農地から叩き出すことは、原告の営農を破壊し、原告の生命、身体、生活を危殆ならしめるものであり、違法な権利行使であること。

被告は、農地解約申入れの条件である離作補償を支払わず、土地の明渡しが先であると主張している。

しかし、仮に一部の農地の明け渡しであっても、天神峰については、原告の全営農の拠点を奪うことにほかならず、南台41-8であれば隣接農地も含めてすべての耕作を破壊するということはすでに述べたとおりである。

すなわち原告から全部であれ一部であれ本件農地を奪うことは、原告の全営

農を直ちに破壊し、生計の資を奪うということである。被告は一銭の離作補償も払わずに強制執行で追い出して原告にどのように明日からの生計を立てろというのであろうか。

このように、原告に野垂れ死にを強いることになる強制執行は、前記最判のように債務者を自殺に追い込んだ事案よりも格段に悪質というべきであり、原告に対する加害意思、加害目的の推認される権利の濫用的行使に他ならない。

以 上